市報なんよう広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南陽市広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、市報なんように掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載方法)

- 第2条 広告掲載の順位は、受付順を基本とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。
- 2 広告掲載の回数は、掲載希望者数などにより調整することができる。 (広告掲載の割り付け)
- 第3条 掲載する広告の割り付け場所は、市が行う。

(広告掲載料)

- 第4条 広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。
- (1) 1 段枠 (縦 42mm×横 178mm) 2 5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 半枠 (縦 42mm×横 86mm) 13,000円(消費税及び地方消費税を含む。) (掲載の位置)
- 第5条 広告を掲載する位置は、インフォメーションコーナーの最下段とする。 (広告の募集)
- 第6条 広告の募集は、市報及び市公式ホームページ等において行うものとする。 (広告掲載の申込み)
- 第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、市報なんよう広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、掲載希望号発行日の1月前までに、掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

(広告掲載の可否)

- 第8条 市長は、前条の規定による申込書を受けたときは、広告案の内容を審査し、その掲載 の可否を決定したうえ、市報なんよう広告掲載・不掲載決定通知書(別記様式第2号)によ り申込者に通知しなければならない。
- 2 市長は、掲載の可否の決定に際し必要があると認めるときは、要綱第5条に規定する南陽 市広告選定委員会の意見を聞くものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、前条の規定による 広告掲載決定後、14日以内に広告掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の環付)

第11条 広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったと きは還付することができる。 (補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

市報なんよう広告掲載申込書

令和 年 月 日

南陽市長 白岩孝夫 様

申込者 住 所会社・団体代表者氏名

「市報なんよう」に広告を掲載したいので、下記のとおり原稿を添えて申し込みます。

記

掲載号・掲載枠

月	日号(1 枠 ・ 半枠)	月	日号(1 枠 · 半枠)
月	日号(1枠 ・ 半枠)	月	日号(1枠 · 半枠)
目	日号 (1 松 • 半松)	目	日号 (1 枠 ・ 半枠)

◎ 審査にあたり、会社・団体の課税台帳等の閲覧及び調査することを承諾いたします。

※ 備 考

1. 広告掲載料

 (1) 1 段枠
 (縦 42mm×横 178mm)
 2 5, 0 0 0 円

 (2) 半枠
 (縦 42mm×横 86mm)
 1 3, 0 0 0 円

2. 掲載希望号

広告掲載を希望する号の月日を記入し、掲載枠を○で囲んでください。ただし、希望通りに掲載できない場合がありますのでご了承ください。

市報なんよう広告掲載決定通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

住 所 会社・団体 代表者氏名

様

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 年 月 日付けで申し込みあったことについて、下記のとおり決定した ので通知します。

- 1. 掲載します。
 - (1) 掲載号・掲載枠

月 日号(1枠・半枠) 月 日号(1枠・半枠)

月 日号(1枠・半枠) 月 日号(1枠・半枠)

月 日号(1枠・半枠) 月 日号(1枠・半枠)

- (2) 広告料金 回分 合計 円
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、この決定を変更し、または解除できるものとします。
 - ① 市報なんようの発行上、重大な変更が生じたとき。
 - ② 市報なんようの編集上、重大な支障が生じたとき。
- (4)(3)による決定の変更又は解除の結果、申込者に損害が生じても賠償の責任は負わないものとします。
- 2. 掲載できません。

(理由)